

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

私たち、全肢連は「まだ油断できない、コロナウイルスへの甘い認識!!!」を  
基本に行動します。

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

会長 清水 誠一

### 都道府県肢連会員、障害福祉関係の皆さまへ

全国的に蔓延した新型コロナウイルス感染症対策も4月7日からの緊急事態宣言を5月末に解除後、飲食業、運動施設、公共福祉施設など休業要請も一部緩和・解除を行い社会経済活動の再開とともに、PCR検査体制の強化で都市部を中心に陽性率が増加し医療崩壊を危惧しつつ日々緊張感を持った生活を送られているのではないのでしょうか。

### 【8月に入り、今年もお盆と夏休みの期間となりましたが、いかがお過ごしですか】

新型コロナは、ウイズコロナの時代「コロナウイルスと共存する世界」と言われておりますが、国内感染者数は検査数に比例して陽性者が増加するなど、日常生活では手指の消毒、マスクの着用を徹底する、大人数での会食は控える、新しい生活様式を私たち自身が心がけ県肢連・父母の会が結束し合い、この難局を皆で乗り切る重要な時となりました。

今回のコロナ禍は毎年流行するインフルエンザと違い、新型コロナウイルスの特効薬が開発され一般医療で使用できる状況とならない限り、私たちは周りを思いやり安全・安心な生活行動を心がけ毎日を大切におくることが必要です。

令和2年度も4カ月余を経過しましたが、全国の県肢連・父母の会の活動について「調査結果の一部から」役員会・総会の開催は、電話、メール、ラインなどの利用で対面会議は自粛して書面決済、学校も休校・分散登校で通学ができなく教科の遅れと養護・訓練ができなかった、放課後デイ・通所デイは一部の地域を除いて概ね利用できたが、在宅生活が長引き母親の負担が重く身体的・精神的にも限界の状態であった。PT・OTは医療機関に合わせ訓練も限られた日・時間しかできなかった。

全肢連では、2月14日の理事会を開催後、事務局も4月からテレワーク勤務となり、5月の全国「会長・事務局長会議」もコロナの影響で中止、書面決議で令和2年度の事業をスタートいたしました。

特に、毎年開催していた7圏域における県肢連ブロック大会は全て中止せざるを得なく、ブロック内の県を越えた会員同士の交流が、「ともに学び・ともに育つ」大きな経験をつむ場である県肢連。父母の会の活動にも影響が及び「会」自体の衰退を危惧しております。

国内で1月にコロナウイルス感染が表面化以来、今までの日常が通じない社会にあって、全肢連として何を求められ、何をすべきか、皆さまの率直な意見を求め『この度のアンケート調査を3種類行なっています』その中から貴重な“声”を集約、その声を国・自治体に届け実現させることが全肢連の役目であると再認識いたしました。

- ① 生活実態に関するアンケート調査「在宅での排せつ介助に関して」
- ② 「新型コロナウイルス」による、教育、障害福祉サービスに関するアンケート調査
- ③ 「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討調査

明年が3年に一度の報酬改定の年であり、アンケート調査から各県の要望・意見を集約するとともに、肢体不自由児者施策、障害福祉予算に反映させることを目的に重要な機会と捉えております。ご協力宜しくお願いいたします。

全肢連は、『住み慣れた地域で、安全・安心に普通に生きていける社会』をめざして活動しています。一人の力は弱くても、みんなで力を一つにすれば何ごととも叶うその一念です。

終わりに、「コカ・コーラ自販機設置」促進についてのお願い。

全肢連、都道府県肢連、地域父母の会はコカ・コーラ自販機の販売還元金で会の運営を行っております。ご承知のように、公共施設・体育施設等コロナの影響で休業中が多く、自販機還元金の落ち込みは最大60%以上にも及んでおります。新規自販機設置に関しては、コカ・コーラ社の各県担当者に全肢連から連絡いたしますので、新規設置場所のご紹介に一層のご協力をお願いします。

全肢連、都道府県肢連、地域父母の会の結束をさらに強め、子どもたちの幸せを願い、新しい生活様式を取り入れ、健康第一に今年を乗り切ることを誓いあいましょう。

## 「医療的ケア児等医療情報共有システムの運用開始について」 ～厚生労働省

医療的ケア児等が旅行などで出かける場合、急な発作に備えて、家族が外出先周辺の病院の情報を集めたり、本人の医療データを持ち歩いたりしなければいけない状況を踏まえ、厚生労働省は、全国どこでも必要な医療を受けられるように、かかりつけの病院以外でも医療等に関する情報を共有できる「医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)」の構築を進めていた。

全肢連からは植松副会長が「医療的ケア児等医療情報共有基盤構築事業」検討会委員として参画し意見提言を行っているほか、全肢連総会後の研修会では勉強会を開催していた。

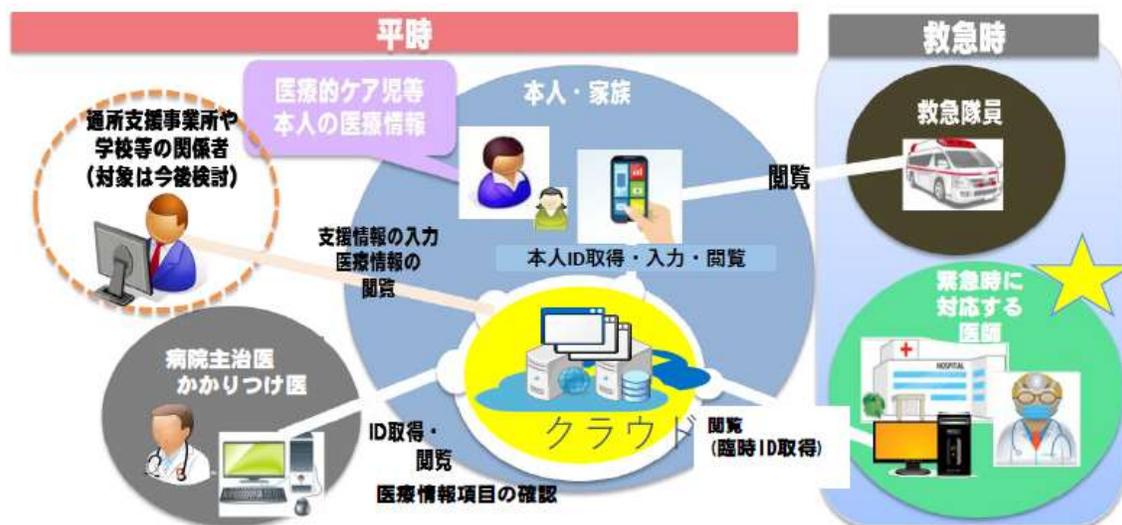
このシステムは、本人や家族等が、医療等に関する情報をスマートフォンやパソコンで入力しデータベース化することにより、外出先で救急搬送された場合は、救急隊員や搬送先の医療機関がその情報を閲覧できるようにするもの。

この度、本格運用が開始され、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有できるようになる。

なお、MEIS の利用にあたっては、医療的ケア児の家族及び主治医による事前の申請登録が必要である。

詳細は、厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09309.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html)



## 医療的ケア児者の人工呼吸器に必要なとなる衛生用品等の 優先配布事業について ～厚生労働省

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算の「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要なとなる衛生用品等の優先配布事業」を実施する。

この事業は、以下「対象者」にアルコール綿と精製水を無償で優先配布を行うものです。

《対象者》※1～4のいずれにも該当する方

1. A～Dのいずれかの医療的ケアを受けている方
  - A. 人工呼吸器装着
  - B. 在宅中心静脈栄養（HPN）
  - C. 気管切開（Aに該当しない方）
  - D. 喀痰吸引（A、Cに該当しない方）

2. 在宅にお住まいの方  
※障害児入所施設、障害者支援施設、グループホームなどで生活している方は対象外。
3. 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
4. 65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者。

#### 《配布物品》

アルコール綿、精製水。

※対象者によって、配布対象となる商品が異なる。

※商品の詳細は8月20日以降に、厚生労働省ホームページに掲載。

#### 《申込期間》

令和2年8月下旬から14日程度を予定。

※スケジュールは厚生労働省ホームページで随時更新予定。

※申込WEBサイトは、配布物品の確定後の8月下旬に公開予定。

#### 《申込方法》

WEBサイトへの登録。

※申込期間終了後に申込み個数を発注し、WEBで登録された住所に発送。

申込サイト期間の終了日以降、概ね5週間以内を予定。

※申込み状況により、2回目の受付を実施する場合もあるが、1回目で予定数に達した場合は終了。

#### 《注意事項》 抜粋

1. 申込は、医療的ケア児者1名につき、申込期間ごとに1回。
2. 医療的ケアの内容に応じて、た「対象者」のA→B→C→Cの順に優先的に配布。  
配布は先着順ではありません。
3. 申込に当たり、医療的ケア児者が普段利用している医療や福祉のサービス事業所（※）の職員（支援者）の氏名や、所属する事業所の名称や連絡先の入力が必須。  
支援者に対して、申込した医療的ケア児者が、本事業の対象となる医療的ケアを受けているかどうかの確認をする場合あり。あらかじめ支援者が所属する事業所に、本事業に支援者の氏名等を登録することについて了解を得ること。  
（※）訪問看護ステーション、居宅介護事業所（ヘルパーステーション）、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所等。その他のサービスを提供する事業所も可能
4. 申込は原則、医療的ケア児者又はその保護者や同居の方。  
WEBサイトへの入力が困難な場合は、知合いや支援者の代理申込も可能。
5. 個人情報の取り扱いについて同意をして申し込む必要があります。支援者等が申し込む場合は、医療的ケア児者やその保護者の承諾なく代理で申し込むことはできません。
6. 本事業は公費により、在宅の医療的ケア児者にアルコール綿及び精製水を配布するため、対象外であることを知りつつ申込み、配布を受けた場合は処罰の対象になる場合あり。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

## 「新幹線車椅子用フリースペース」実証実験 ～国土交通省

国土交通省では8月3日に、2回目の新幹線の「車椅子用フリースペースの検証」のための実証実験を行った。

新幹線の新たなバリアフリー対策について検討が進められている中、今回は、赤羽国土交通大臣もJR東海の車両基地を訪れ、これまで2席分だった車椅子スペースを、フリースペースとして6席にレイアウト変更した実験車両を用い、実際に車椅子を使用されている方々に検証いただいている様子を視察したほか、実験に参加された方々と意見交換をした。

なお、今回の検証では、手動車椅子、簡易電動車椅子、呼吸器ユーザーの車椅子、4輪型電動車椅子、6輪型電動車椅子、ストレッチャー型車椅子等、いろんな組み合わせでの配置テストが行われている。

視察後の会見で大臣は「車椅子用フリースペース6席分は相当ゆったりでき、利便性も向上している。東海道新幹線N700Sについては、障害者団体のご要望を踏まえて、車椅子スペースを6箇所整備するよう国の基準を見直す。この新しい新幹線車両が、来年のオリンピック・パラリンピックまでに世に出るようJRと協力したい。一日も早い『真の共生社会』の実現に力を尽くす」と述べている。

また実証実験に参加された障害者団体からは「車椅子用フリースペース6席分は本当に広くて、うれしく、ワクワクする。この世界最高水準の新幹線の実現に期待している。」と話している。

今回、車椅子スペースを6箇所整備するとの方向性が示されたが、8月末には取りまとめを行う予定とのことである。

詳細は、国土交通省ホームページ参照 ※実証実験の様子もアップされています。

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_007545.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007545.html)

## コロナ影響か「障害者の解雇」増加 ～厚生労働省

令和2年2～6月に計1,104の障害者が企業などに解雇されていたことが厚生労働省のまとめでわかった。前年同期より152人、16%増えている。厚労省は新型コロナウイルスの影響で企業の経営が悪化していることが背景にあるとみている。

厚労省は、コロナの障害者雇用への影響を調べるため、各地のハローワークでの状況を聞き取る調査を行った。それによると、障害者の解雇人数は、月別では、年度末にあたる3月が366人で最も多く、5月221人、6月206人と続く。

また、5月の障害者の新規求人数は前年同月より36.1%も少なかった。今はコロナの影響で新規求職者数も21.6%減っているが、コロナ収束後も求人数の減少だけが続けば、障害者の雇用環境が悪化することになる。

厚労省は現在、民間企業に義務づける障害者の法定雇用率を2.3%に引き上げる時期を検討しており、7月31日、来年1月に実施する案を示した。これに対し、経営側は新型コロナウイルスが企業に与える影響があるとして後ろ倒しにするよう要望し、議論が続いている。

## **障害者活躍推進プラン新たに「高等教育の学びの推進」を公表 文部科学省**

文部科学省は7月31日、これまでに公表した「障害者活躍推進プラン」の6つの政策プランに加え、新たに「高等教育の学びの推進プラン」を公表した。

それによると、「高等教育の学びの推進プラン」は、組織的なアプローチによる支援や学生同士の主体的な学びの支援等により、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨していけるキャンパスの実現を目指すものだという。

また、これまでに公表した「障害者活躍推進プラン」の6つの政策プランの取組状況については、いずれも「概ね順調に進んでいる」としている。

詳細は、文部科学省ホームページ参照

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_00281.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00281.html)

## **2020年版障害者白書に新型コロナへの対応記載 ～内閣府**

内閣府が2020年版の障害者白書を公表した。20年版には補章を設け、「新型コロナウイルス感染症への対応」を記載。障害福祉サービス等事業所をはじめとする社会福祉施設などが提供する各種サービスについて、「利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である」としている。

## **看護師を教諭に「教員免許」の有無問わず採用 ～京都市**

胃や鼻からチューブで流動食などを送り込む経管栄養やたん吸引など医療的ケアを必要とする児童生徒が増える中、京都市教育委員会は2021年度に看護師を教諭として採用する。地域制の総合支援学校（平成19年4月京都市立養護学校から名称変更）に配属し、医療的ケアを通じたコミュニケーション能力の育成指導などに当たる。教員免許がなくても受験でき、全国的に珍しい取り組みという。

市教委によると、医療技術の進歩に伴い障害が重度で複数あっても通学できるケースが増えている。市立学校の場合、地域制の総合支援学校4校で行われる医療的ケアの件数は19年度で297件と、09年度の3倍近くに増加。ケアを受ける子どもたちの生活力を育む教育が以前より求められているという。

採用された教諭は地域制の総合支援学校で、児童生徒がたんの吸引をしてほしい時に視線で伝えられるよう指導するなど、自立や社会参加の力を付ける「自立活動」という教育分野を担当する。指導計画の作成・評価や保護者からの相談対応のほか、医療的ケアが必要な児童らの在籍が増えている地域の小中学校での巡回相談もする。

総合支援学校にはこれまでも看護師が配置されていたが、市教委の担当者は「医療的ケアを受ける子どもを職種の垣根を払って教育することが重要になっている。医療と連携した組織づくりを強化し、よりきめ細やかな指導につなげたい」と話す。

対象は採用日に55歳未満で、重度心身障害児の臨床経験が3年以上ある看護師。教員免許がなくても、合格者には外部人材を教育現場に起用する「特別免許状」を付与する。採用は若干名で、試験は9月に下京区の総合教育センターで実施し論文と面接試験がある。

農業分野で障害者が就労する「農福連携」が首都圏で広がっている。企業や自治体が専用農園の整備や農作業の請負サービスを通じ、働く場の確保を進めている。障害者の雇用機会や収入の確保だけでなく、農業の担い手不足解消や地域交流を後押しするメリットも期待できる。

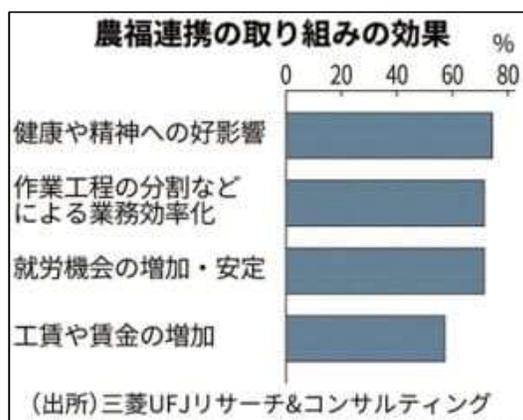
千葉県八千代市内の企業向け貸農園は、現在25社が利用し、約2万平方メートルの敷地に100人以上の障害者が農作業に汗を流す。農園は障害者就労を支援する企業が土地を所有する新京成電鉄と協力し、2019年9月に開設した。新京成グループは農園と新津田沼駅を結ぶ送迎バスを運行するほか、電車やバスに求人広告を出すなど運営を支援している。

法定雇用率が段階的に引き上げられ、企業で働く障害者は年々増えている。雇用の大きな受け皿となっているのが農業分野だ。企業とさいたま市が連携し、同市内で19年6月に企業向け貸農園を開設。現在は17社、105人の障害者が働く。同社は「法定雇用率だけでなく、従業員の満足度や国連のSDGs（持続可能な開発目標）への関心の高まりから、障害者雇用を真剣に考える企業が増えてきた」と指摘する。

東京都心に近い地域でも農園の整備が進む。東京都杉並区は21年4月に「農福連携農園」の全面開業を予定。以前は区民農園だった約3000平方メートルの敷地を再整備し、障害者などの関係団体の農業体験、福祉施設に提供する農産物の生産に利用する。講座などを開くスペースも用意する。

杉並区は農福連携事業の基本計画を19年に策定した。福祉のほか、日常的に自然と触れ合う機会が少ない子どもの農業体験にも活用する。田中良区長は「都市農地を守るには地域住民の理解と共感が必要だ。今回の農福連携農園はモデル的な取り組みになる」と期待を寄せる。

また、農業の担い手不足を補うため、神奈川県横須賀市の人材サービスのパーソルグループは、近隣農家からの依頼に応じ、障害を持つ社員を派遣している。「1日数時間だけ」「除草だけ」とさまざまな注文に対応し、農家の口コミで依頼が増えている。



## 子どもから高齢者、障害者が共に利用「多機能型の福祉施設」開設

埼玉県の秩父市社会福祉事業団は8月1日、同市に多機能型福祉施設を開所する。発達に遅れのある子どもから、高齢者や障害者が通所でき、身体介護や生活支援、健康維持や身体機能の向上などのサービスが受けられる。国が進める高齢者と障害者が共に利用できる「共生型サービス」となる。

同施設は2～6歳までの児童発達支援事業所（定員10人）や6～18歳までの放課後デイサービス（同20人）、障害者の生活介護（同25人）、高齢者デイサービス（同25人）、障害者の相談事業所の5事業を行う共生型の福祉施設。園庭にシステム遊具があり、2階には大きなテラスも備えている。

同事業団は市が2000年に開設した福祉施設の運営を行うために設立。秩父地域に重度身体障害者を受け入れる特殊浴槽を備えた生活介護事業所がなく、放課後デイサービスも不足していることなどから、17年から共生型福祉施設の検討に入った。昨年9月に工事を着工し、今年6月30日に完成した。敷地面積は2,680平方メートルで、事業費は6億円。

## 令和3年度「児童福祉週間」標語募集 ～児童育成協会

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間(5月5日～11日)と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための取り組みが行われている。児童育成協会では、厚生労働省、全国社会福祉協議会とともに、この児童福祉週間の象徴となる標語を「夢と希望をもつ子どもたちを応援する標語」や「未来に向けての子どもたちからのメッセージ」をテーマに、令和3年度に75回目を迎える「児童福祉週間」にふさわしい標語の公募を行う。

### 【募集要項】

〈内 容〉

趣旨を簡素に表現していて、子どもたちを応援する標語や未来へ向けての子どもたちからのメッセージとなる標語

〈応募方法〉 郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業(学校、学年)、電話番号を必ず記入

1. はがき、封書またはFAXによる応募

1人何点でも応募可能

ただし、はがき1枚、ファクシミリ用紙1枚、につき、1作品のみ

2. インターネットまたはメールによる応募

※(公財)児童育成協会のホームページ「令和3年度児童福祉週間標語応募フォーム」

<https://www.kodomono-shiro.or.jp/jigyo/hyougo>

〈応募先〉 公益財団法人 児童育成協会 「標語募集」係

〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル6階

FAX 03-5357-1809

メールアドレス [hyogo30@kodomono-shiro.jp](mailto:hyogo30@kodomono-shiro.jp)

※自治体、全国の社会福祉協議会を経由した応募も可能

〈応募期間〉 令和2年9月1日(火)～10月20日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効とします。

## 事務局より

### 会長・事務局長交代、事務所移転のお知らせ

◇群馬県肢体不自由児者父母の会連合会(令和2年8月8日付)

前:会長 雨谷 綾子氏 → 新:会長 上原 泰洋氏

新事務局:〒376-0102 群馬県みどり市大間々町桐原 1154-11

☎027-72-3868

### 日本財団助成「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業

#### 重度障害者(医療的ケアのある方も含む)支援状況調査について

全肢連では、日本財団の助成を受けて、「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業を実施しています。

今回、事業の一環として、各都道府県肢連の協力を得て、アンケート調査を実施しています。

期限までの提出にご協力よろしく申し上げます。

★締切 2020年8月31日(月)まで

詳細は、全肢連ホームページ参照

<https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/187/#page-content>